

委員会報告

総務文教委員会の
審議のあらまし

議案第117号
「平成24年度高梁市一般
会計補正予算（第5号）」

◎委員 消防費の臨時賃
金の減額による業務への
影響について詳しい説明
を求める。

◆執行部 臨時職員は被災された東北の方、もしくは失業された方という募集条件で当初3名を予定し、県に申請していたが1名減員で2名となった。業務については、震災・防災関係の広報や、地震体験車を使用して、自らが体験した震災の恐ろしさを広く伝えることが主なもので業務への支障はない。



整備された旧備中松山藩御茶屋

◎委員 旧備中松山藩御茶屋整備工事費について具体的な説明を求める。

◆執行部 御茶屋の建物の工事は、ほぼ完成している。今回の工事費は、進入路にある橋の強度不足による架け替え工事にかかるものである。

◎委員 高梁運動公園整備工事について、詳しい説明を求める。

◆執行部 今回の整備工事は、高梁運動公園にあるテニスコートの整備として、4面すべてのベースライン部分の人工芝の張り替えを行うものである。

議案第117号
「平成24年度高梁市一般
会計補正予算（第5号）」

◎委員 健康増進施設朝霧温泉「ゆ・ら・ら」の前指定管理者と結ばれた協定書の提出を求めるとともに、前指定管理者が独自に整備した設備、備品を購入しなければならぬ理由と購入価格の積算根拠について詳しい説明を求める。

◆執行部 前指定管理者の指定管理期間は平成22年3月31日に満了したが、その際、前指定管理者から独自に投資し整備した設備、備品費用の償還請求があった。市としては、指定管理者が独自に投資したものについては、協定書に基づき最終的には市に帰属するものと考えていたが、協議の過程で弁護士に相談した結果、協定書には求償権について

の定めがなく、民法の定めにより償還すべきであるとの見解が出された。これを受け、双方の弁護士による償還金額の協議が行われ、最終的には、前指定管理者が独自に支出し整備したと主張するもので、支払伝票等の裏づけがあるものについては、減価償却資産の耐用年数表に基づき平成22年3月31日現在の未償却残高を算定し、耐用年数が終了しているものについては、残存価額で算定がなされた。また、裏づけ資料が確認できないものについては、管財業者の査定評価により支出金額の妥当性を確認した上で、平成22年3月31日現在の償却残額の算定がなされ、このたび市と前指定管理者との協議が整った。

◎委員 現指定管理者との間では、このような問



議会活性化特別委員会
審議のあらまし

議案第128号
「高梁市議会政務活動費
の交付に関する条例」

この条例は、「地方自

産業経済委員会の
審議のあらまし

議案第129号
「訴えの提起について」

◎委員 旧市営住宅の明け渡しを求めているが、この訴訟に至った経緯などについて詳しい説明を求める。

◆執行部 この住宅については平成14年に用途廃止をされており、普通財産として相手方と使用貸借契約を結んでいた。住宅は昭和21年に建設されたもので、老朽化が激しく危険である。また、この地に市が他の事業を計画していることもあり、平成23年2月から交渉を始め退去を促してきた。平成23年3月末で契約期間が切れる予定であったが、移転に要する準備期間が必要という要望があり、8月末まで期間の延長を行った。9月以降は、他

の市営住宅への入居契約を結び、家賃については支払っていただいているが、そちらの住宅へは転居されない状況である。その後の交渉の中で、期限を明確にした確約書をいただいたが、その期限が過ぎても退去されず、調停を行ったが不成立となり、不法占拠という状態が続いている。入居者の方は現状が適法でないこと、出て行かないといけないことは認識されている。このように、何度も交渉を重ねてきたが退去されず、市の顧問弁護士等に相談し、今回明け渡しの請求訴訟を提起するに至った。

◎委員 川上診療所の入院病床を廃止し、高齢者向け住宅として整備することは制度的に問題は無いのか。

◆執行部 川上診療所は補助金、起債などを活用して建設されているが、建設から14年が経過している。高齢者福祉のために活用するのであれば、建設から10年以上経過しており補助金の返還や起債の繰り上げ償還を行う必要は生じない。



高齢者住宅に改修される川上診療所2階フロア

◆執行部 今回の整備工事は、高梁運動公園にあるテニスコートの整備として、4面すべてのベースライン部分の人工芝の張り替えを行うものである。

議案第113号
「高梁市国民健康保険
診療所条例の一部を改
正する条例」

市民生活委員会の
審議のあらまし

治法の一部を改正する法律案」が平成24年8月に可決成立したことに伴い、高梁市議会政務活動費の交付に関する条例を制定するものです。

こと。政務活動費を充てることができ経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする。また、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとされました。

今回の改正により名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改称し、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める

委員会の審議では、政務活動費の透明性を確保

するため、政務調査費と同様に収支報告書に領収書の写しを添付することや収支報告書を議会ホームページで公開することを確認しました。また、使途基準を今年度中に定めることとしました。

なお、交付金額は現行の政務調査費と同額（月額3万円）としています。

「お詫びと訂正」

「高梁市議会だより第12号」に掲載漏れ箇所がありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

7ページ 田中広二議員一般質問（1段目～2段目）-前文（質問）-

田中 市民利益と市長の属人的な退職金は別件である。退職金の半額の手続きができないならばできないことを明らかにし、市民に理解を得るべきではないか。

-掲載漏れ市長答弁-

市長 私は、あくまでも受け取る退職金を半分にするをマニフェストに公約として掲げさせていただいた。これは約束であり、守らせていただこうと考えている。なお、その方法については検討中であり、お任せいただきたい。